

松江市告示第 33 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
ふるさと館	松江市八雲町東岩坂 3 番地 8 特定非営利活動法人八雲総合 サービス協会	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで